

# さらべつ議会

平成29年11月10日 発行／更別村議会 編集／議会運営委員会

162



## 2村議会議員交流会

9月29日2村議会議員交流会において、視察研修として昨年の台風で被災した戸蔭大橋災害復旧工事の現場を視察しました。

議会日誌

.....

14

委員会レポート

13

質問

7人の議員が7項目について

一般質問

.....

5

国、道に対して意見書を提出  
しました

意見書を提出

.....

4

審議結果

.....

3

第3回定例会

.....

2

歳入62億7943万7千円  
歳出60億9398万6千円  
平成28年度6会計決算を認定

歳入62億7943万7千円  
歳出60億9398万6千円

## 第3回定例会

# 平成28年度6会計決算を認定

第3回定例会は、9月11日から20日までの10日間の会期で行われました。

開会日の11日は、報告、専決処分の承認2件、人事案件、規約の変更3件、一般会計ほか2特別会計補正予算、一般会計ほか5特別会計、決算の認定について審議されました。

12日は前日に引続き各会計決算認定が審議されました。最終日の19日は、意見書案9件が審議されました。また、7人の議員が7項目について一般質問を行い、村長の見解を質しました。

提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残り、閉会しました。

### 報告

▼平成28年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告

平成28年度の決算について、健全段階と判定された旨の内容が議会に対して報告されました。

### 専決処分の承認

▼一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認

上更別消防会館のサイレンが故障し、火災の消火活動などに支障を来たすため早急に修繕を行う必要があり、専決処分により緊急に予算を補正したこと、議会の承認を

求めるものです。

▼一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認

火葬場の霊台車が故障し、火葬に支障を来たすため早急に修繕を行う必要があり、専決処分により緊急に予算を補正したこと、議会の承認を求めものです。

### 任命同意

▼教育委員会委員の任命同意

教育委員の任期満了に伴い次の方の再任に同意しました。  
更南区 佐藤 正範 氏

### 規約の変更

▼北海道市町村職員退職手当

組合規約の変更

▼北海道市町村総合事務組合規約の変更

▼北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更  
組合への加入者変更等に伴い規約の一部を変更するものです。

### 補正予算

▼一般会計補正予算(第5号)

主には、財政調整基金積立金、カントリーパーク改修事業の増額で、1億5千786万8千円の追加補正を行い、総額47億5千907万7千円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

「事業勘定」

主には、過年度過誤納還付金の増額で、59万6千円の追加補正を行い、総額6億2千598万3千円となるものです。

「診療施設勘定」

主には、一般会計繰入金の内容変更を行うもので、総額の変更はありません。

▼介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

「事業勘定」

主には、過年度過誤納還付金の増額で、445万2千円の追加補正を行い、総額3億4千438万2千円となるものです。

「サービス事業勘定」

主には、包括的支援等事業の増額で、9万1千円の追加補正を行い、総額179万9千円となるものです。

### 決算認定

▼平成28年度一般会計歳入歳出決算認定

▼平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

▼平成28年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

▼平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

▼平成28年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

▼平成28年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定  
以上の6件は、2日間の審議の結果、全て認定されました。



# 意見書 国、道に対して意見書を提出しました

## 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

森林の整備などを着実に進めるための財源確保仕組みの創設や、吸収源対策の推進や森林整備事業及び治山事業の財源確保、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置充実・強化を求めるものです。

(提出者) 本多芳宏

(賛成者) 安村敏博、太田綱基、高木修一  
織田忠司、上田幸彦、村瀬泰伸

## 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書

子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から「新たな高校教育に関する指針」を検討・見直し、独自に少人数学級を高校で実施し、機械的高校統廃合を行わないことを求めるものです。

(提出者) 高木修一

(賛成者) 上田幸彦、本多芳宏

## 特別支援学校の「設置基準」策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書

特別支援学校には設置基準がないため、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設は進まなく、また、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにも関わらず、十分な対応ができないのが現状であることから、特別支援学校の設置基準策定、特別支援学級の学級編制基準の改善を求めるものです。

(提出者) 安村敏博

## 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書

国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てることを求めるものです。

(提出者) 村瀬泰伸

(賛成者) 安村敏博

## 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書

学ぶ権利を保障するため、世界にも例のない高校授業料への所得制限は直ちに中止し、教育予算を増やした上で、高校無償化を復活し高校生等奨学給付金を拡充して給付制奨学金制度を確立することを求めるものです。

(提出者) 太田綱基

## 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みに対する財源の強化は喫緊の課題であり、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るため全国森林環境税の早期導入を求めるものです。

(提出者) 高木修一

(賛成者) 村瀬泰伸、本多芳宏

## 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことを求めるものです。

(提出者) 上田幸彦

(賛成者) 太田綱基、高木修一、織田忠司

## 教職員の長時間労働是正を求める意見書

長時間労働が社会問題化し「働き方改革」が求められている中で、「給特報」により「労基法」の一部適用除外となっていることから議論の対象外になっている教職員についても、実効性ある超過勤務削減策を求めるものです。

(提出者) 織田忠司

(賛成者) 安村敏博、高木修一、上田幸彦

## 適正な地方財政計画の策定を求める意見書

地方自治体の基金は、地方交付税の削減や自治体にかかわる国の突如政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであることから、これを地方財政計画へ反映しないことを求めるものです。

(提出者) 太田綱基

(賛成者) 安村敏博、高木修一、織田忠司、  
上田幸彦、村瀬泰伸、本多芳宏

# 一般質問

## 7人の議員が 7項目について質問

一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるべくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質問事項	質問議員
6	更別村の豊かな自然・景色をテーマにした更別の森構想等を、志ある村民と一緒に考える時ではないか	村瀬 泰伸
7	農業の持続的発展、維持に向けた実現可能な具体的諸対策の取組みについて	安村 敏博
8	ジャガイモシストセンチュウの対策について	織田 忠司
9	旧更南小学校グラウンド跡地の再整備について	上田 幸彦
10	子育て応援課、園（幼稚園、保育園）、保護者との情報と意識の共有について	太田 綱基
11	子育て環境の整備について	高木 修一
12	役場庁舎の環境整備	本多 芳宏

更別村の豊かな自然・景色をテーマにした更別の森構想等を、志ある村民と一緒に考える時ではないか

村長——5年を目安に植樹祭を実施し、加工用すももの栽培地造成を検討する。



村瀬議員

村瀬議員 村に植樹する目的

は色々ある中、開村70周年記念植樹祭は期待通りであったか。旧更南中学校跡地に3種類を植樹、エゾヤマザクラが育ちここで花見が出来るか。

私は本気で具体的に桜見の出来る場所が出来ないだろうかと考えます。

総合計画策定中に、更別村の魅力の上位に「豊かな自然」とあり、正しくは景色と考えるが、その魅力をどの様に高めるのか、具体的に進めるには、先ずその定義を行い位置づけを明確にする等、更別村の豊かな自然・景色をテーマにした更別の森構想を立てる事が必要であり、今後の村づくりに重要になると考えます

ので、以下について質問します。①更別村の魅力を高めます。森林計画は、更別村の豊かな自然・景色をテーマにして更別の森構想を樹立し、更別村の自然保護・観光の面で自然環境を充実させる時ではないか。②村にも桜が咲きますか。スモモの里・パークゴルフ場・南6線付近の保安林内の桜です。ここの一帯を更別の桜見の出来る場所として、少ない経費で整備してはどうでしょうか。市街地からのアクセスは鉄道跡地を利用し、沿線に桜並木にする等住民参画により進めては。③スモモが足りていますか。30年経ったスモモの里。今地方創生でスモモの商品が期待され更に前へ。益々スモモが必要となり不足するのではないか。スモモの木を民地に植樹させて頂けないか。春になると村内一面白花が咲き、日本一美しい村が出来る。④ビュースポット樹水とヤチカンバのマッチング。

ヤチカンバ保護の観点と観光資源として今や更別のビュースポットの湿原地に移植してはどうでしょうか。また、保護の視点から新たに委員会を設置しては。「湿原・樹水・ヤチカンバ」の景観は、更別村の魅力を高めます。

更別村の魅力・強みは、豊かな自然・災害や犯罪が少ない・コンパクトなまちとしてます。その魅力を高める具体的な取り組みを、行政主導で進めるのか、村民と繋がり協働で住民参画を進めるか、更別村の豊かな自然・景色をテーマにして更別村の森構想を立てる時ではないか10・30年後の姿を、志ある村民と一緒に考えて明日の村づくりの為に重要であります。更別村のバージョンアップを図る具体的な提案を含めまして、村長の考えを伺います。

村長 ご質問の一点目の「自然・景観をテーマにした

更別の森構想」についてですが、ご提案の詳細は不明なところですが、「観光を目的とするまとまった森林の造成」というように捉えますと、未利用の村有地を活用した植樹祭を実施し新たな森林づくりを進めてきているところでありますが、用地の確保が困難になってきていることから、5年を目安に実施して参りたいと考えているところです。

景観を形成する素材となっております耕地防風林につきましては、作業効率を優先するため伐採される傾向にあり、「耕地防風林整備事業」により苗木代の助成を行っているところですが、要望が少ない状況であることから事業の継続について検討を行っているところです。

二点目の「保安林内の桜見のできる場所の整備」についてですが、森林内で花見を楽しむ環境を整えるためには、安全のため枯れ枝の除去など、相応の環境整備が必要になるうかと思われることから、森林内に花見の出来る場所を整備するのは困難であると考え

三点目の「民地へのすももの植樹」についてですが、昔はこの農家にもすももの木があったが、畑に良くない害虫が寄ってくることから姿を消してしまつたとなつており、こうした過去の経過からも村内一円にすももの木を広げるとは難しいものと考えるところです。なお、すももを使った特産品については、堅調に推移しており、加工用のすももの確保が課題となつてきておりますので、加工用すももの栽培地の造成を検討して参りたいと考えております。

四点目のご質問ですが、提案の「霧水スポットへの移植」については、自然現象である霧水の発生への影響も調査が必要であると思われ、慎重に対応したいと考えております。また、「保護の観点から新たな委員会を設置しては」とのことですが、教育委員会において、保護対策の上で必要な意見聴取を行いながら進めているところですので、現在のところ新たな委員会等の設置は考えておりませんが、今後の保護対策を進める中で、必要に応じて検討してまいります。

## 農業の持続的発展、維持に向けた実現可能な具体的諸対策の取組みについて

### 長——就農に向けた支援策について年度内に方向性をまとめたい



安村議員

#### 安村議員

更別村の農業者人口・戸数は残念ながら毎年減少が続く、平成29年度には専業農家戸数が215戸とされている。様々な要因による減少とは思うが、農用地約11,000ヘクタールを維持、継続発展させるためには、少なからず農家戸数減少に歯止めをかける必要があると考える。基幹産業である農業の将来を見据えた対策等について様々な角度からの検討が必要と思われる。今後心配されるTPP交渉も含め、更別村としての農業振興方策等についての諸課題について見解を求めます。①更別村まち、ひと、しごと創生総合戦略、平成27年から31年の5ヶ年で新規就農

者を目指す研修制度や農業体験など諸対策について検討するものとしているが、その検討内容経緯について現状を説明願いたい。②平成27年一般質問ですでに指摘しているが、更別村新規就農者受入特別措置条例並びに施行規則において、今の条例、規則では新規参入希望者は困難との認識から改訂に向けた要望提案をしたが、何ら変更されていない。本条例、規則の必要性についての見解を求めたい。③近年特に目立つ酪農戸数の加速度的な減少傾向は大変憂慮される事態と認識している。更別村の基幹産業である農業が如何にあるべきか問われる時期でもある。益して今後加速するTPP交渉など課題は山積している。村は勇断を以って更別村農業の将来像につき選択肢を広げ検討し、基本指針を明確に示すべきではないか。

村長 議員ご指摘のとおり

り農家戸数は減少が続き、平成27年の農林業センサスでは、農家戸数は234戸で、平成22年と比較すると7戸が減少しており、農家戸数の減少は、農畜産物の生産量の減少のみならず、農村集落のコミュニティ形成にも支障を来たしかねない重要な問題であります。こうしたことから、質問の

一点目にあります「更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度に策定し、基本目標の一つとして「産業振興と雇用の場の創出により賑わいと元気をつくる」ことを掲げ、推進しております。

この中で、「農業を体験する仕組みづくり、新規就農を目指す研修生を受け入れる仕組みづくりの検討」を進めるとしており、減少の著しい酪農家の労働力軽減を図り持続可能な酪農を維持する対策として、「哺育・育成牛預託施設」を平成28年度から今年度にかけて整備しています。同時に、

畜産農家の後継者を育成する「畜産研修農場」の整備について、酪農・畜産クラスター協議会内に生産者を含めた検討部会を平成28年度に設置し

検討を進めており、部会から「研修農場の必要性のほか、宿泊研修施設の必要性がある」と中間報告があったところで、これを受け、更別農業経営・生産対策推進会議において、畜産・畑作を含めた「宿泊研修施設」の検討を行うこととし、農業担い手育成センターの協力員会議に生産者をオブザーバーに加え、視察等を重ね検討を進め、その結果を元に今年度中に方向性を出したいと考えております。

二点目のご質問にあります「更別村新規就農者受入特別措置条例」等に定める新規就農支援策については、平成27年第2回定例会において、議員よりご質問があり、「現在の本村の経営規模では、就農時から多額な施設投資の負担が伴うことが想定されますので、経営の法人化や多角化の推進など、様々な形態を模索して無理なく就農できる環境の整備を含め各種要件につい

て、農業委員会、農協などの関係機関と協議を進めてまいりたい」とお答えしています。

この間、先ほどお答えしたとおり酪農・畜産クラスター協議会において、「畜産研修農場」の整備検討を開始するとともに、農業担い手育成センターにおいて、「宿泊研修施設」及び「研修プログラム」の検討を始めており、整備の方向性がまとまり次第、研修から就農へスムーズに移行できる支援策の構築に努めてまいりたいと考えているところで

三点目のご質問であります更別村農業の基本指針についてですが、TPPや二国間協議など、農業を取り巻く国際情勢は先行きが不透明であり、予断を許さない状況にあります。本村の基幹産業である農業を持続的に発展させるためには、足腰の強い生産基盤づくりが必要であると考えております。現在、農業経営・生産対策推進会議で「第6期農業振興計画」を策定中であり、また、村の第6期総合計画も策定作業を進めているところで、その中でお示しいたいと考えております。

## ジャガイモシストセンチュウの対策について

長——土壌検診への人的支援のほか、機器設置の財政支援を検討する。



織田議員

**織田議員** 更別村内において

「ジャガイモシストセンチュウ」が低密度ではありますが、発生が確認されました。その後、関係機関の定めるルールに基づき、地域の土壌検診が行われています。発生圃場においては、馬鈴しよの作付もきちんと4年以上の輪作を守り、模範となる作付をしています。いつシストセンチュウが圃場に入ったのか、思い当たる原因がわからないといわれています。これからは、

先ず、原因の特定と蔓延防止対策が重要になります。

発生地域においては、蔓延防止の為に毎回圃場を出るときの機械等の洗浄など、色々な対応をしていますが、労働

力の面又は経済面から大変負担が多くなっています。

風評被害も一部心配されます。農地を守る為に地域が一丸となつて対応していますが、これにも限界があります。また、

村内でも農協を始め、農作業をサポートしている会社や、農産物を輸送している会社でも蔓延防止の為に、洗浄なども徹底を務めています。これが大変な負担となっています。

このように各関係者が、協力・努力をしていますが、行政として、更別村の基幹産業である農業を守りその基本となる農地を守る上からも、このシストセンチュウの蔓延防止の為にどのような対策を取り、支援を考えているのか、

村長にお伺いいたします。

**村長**

ジャガイモシストセンチュウは、人間が摂取しても人体に影響はなく、圃場内の発生密度が高くなければ馬鈴しよの生育にも影響はあ

たところ。北海道内では、55市町村で発生が確認されており、十勝管内では、本村が8市町村目となります。

ご質問にあります「発生原因の特定」につきましては、農協で調査を進めることとされており、どのようない経路でシストを含んだ土が入ったのかを特定することは事実上不可能であると思われ

はもとより、集出荷等の関連事業者に対しても車両洗浄の励行等が周知されております。現在は、収穫作業の最盛期であり、こうした取組みは、生産者、関連事業者にも大変な負担となつておられるところではございますが、風評被害を避けるためにも、しっかりと取り組みを進めていただくことが更別農業を守る一番の方法であると考えております。

現在、被害の軽減に向けた対策を執り進めるため、「北海道ジャガイモシストセンチュウ類防除対策基本方針」に則り、7月28日に「更別農協ジャガイモシストセンチュウ対策本部」が設置されており、

こうした関係者各位の努力を無駄にせぬよう、山菜取りなどで圃場に立ち入る可能性のある一般住民に対しては、今月発行の広報さらべつ9月号において注意喚起を行つておるところです。

このため、馬鈴しよ生産者は、毎年「使用予定種馬鈴しよ検査」及び「植付予定圃場検査」を実施することとされています。

今後の支援については、発生地域の特定を行うための土壌検診への出役など人的支援のほか、農協利用倉庫内に自動洗車装置やコンテナ洗浄装置の設置が検討されていると聞いておりますので、財政的な支援についても検討してまいります。

今般、当該検査を実施した来年の馬鈴しよ作付圃場559筆のうち1筆で疑似サンプルが検出され、更別農協から北海道農業研究センターに同定検査を依頼した結果、7月25日にジャガイモシストセンチュウであることが確認され

ます。発生原因の特定と蔓延防止対策が重要になります。

# 旧更南小学校グラウンド跡地の再整備について

## 市長——市街地での宅地分譲を優先的に考え、郊外型の分譲については慎重に判断する



上田議員

**上田議員** 旧更南小学校グラウンド跡地の再整備について、人口対策、あるいは環境対策として以前にも質問させて頂いたところです。

旧更南小学校グラウンド跡地は、約1・2ヘクタールあり、ドロノキやタモ、クルミなどの大木も育っており、地域の中では平坦地で景観もよく、整備することで郊外型の団地造成や施設等の建設場所など、多くの可能性を持っている土地だと思っておりますが、平成23年に植栽したミズナラやアオダモの外にヤナギをはじめ雑草なども生い茂り無残な姿になっていることは非常に残念なことであります。

更南地域は、学校を中心としたコミュニティ活動が盛んに行われ、当時の人口は更別、上更別に次ぐ地域であったと記憶しておりますが、時代とともに今では村の中でも最も人口減少の激しい地域になったと思えます。私は、これ以上、この地域を疲弊させないために農業の振興策は勿論のこと、公共用地である旧更南小学校グラウンド跡地を利用した人口対策ができないものか、人口がすべてだとは思いませんが、やはり人口の推移は交流人口も含め、その地域の活気のバロメーターだと考えています。そこで再度の提案となりますが、ドロノキやタモなどの大木を活用したミニ公園の造成と郊外型の団地造成についてであります。

郊外型の団地造成は、村内では、民間が手掛けた「どんぐり団地（更別東区）」と「オークビレッジ（上更別区）」、村が整備した「セオイの里（勢雄区）」などがあり、一般の宅地分譲とは違い、事業の展開には慎重さも求められることは十分理解できますが、環境を整えた上で村の政策である住宅建設補助や起業家に対する補助など、更別に移住する優位性を積極的にPRすることによって、この事業が前へ進むものと期待しているところです。

村として、この跡地について、どの様な検討がなされ、どの様な方向性を考えているのか、村長に質問します。

### 村長

旧更南小学校は、昭和59年3月に小学校としての歴史を閉じた後、芸術を志す愛好家による「どんぐり工房」に校舎や住宅を売却し、絵画や木工などの創作活動に取り組み方が定着され、現在は2世帯が居住されています。次にグラウンド跡地につきましては、閉校後は地域住民の触れ合いや活動の場として親しまれていましたが、地域内

人口の減少等と共にグラウンドとしての利用が次第に減少し、樹木等の自生が目立つようになったことから、住民協働事業により地域の皆さんの手で環境整備が行われていました。平成23年には、村全体としての自然環境保全などのために、森林環境保全整備事業等の補助を受け、敷地面積約1・2ヘクタールの内、0・68ヘクタールを植栽しています。

翌年以降は、村有林の生育管理として、同補助事業による下刈と、森林保護事業による殺鼠剤散布を、平成26年度までの3年間行っており、現在に至っているところです。そこで議員から質問の、ミニ公園の造成と郊外型の団地造成について、ご意見を伺います。

本村の更別市街地以外の宅地分譲につきましては、ご質問にありますとおり、上更別オークビレッジ、どんぐり団地が民間事業により行われ、村においてはセオイの里の分譲を行い平成26年2月に完売したところでございます。移住定住対策については、現在策定中の「更別村第6期

総合計画」の中でも重点的な取り組みと考えており、宅地分譲については、定住化促進のため取り組みものと考えていますが、購入希望者からは生活の利便性が求められるものと想定しています。

このことから、更別市街地における分譲を優先的に進め、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。一方、豊かな自然と景観、広大な敷地を魅力と捉え、郊外型宅地を求めるニーズは一定程度あるものと思われま

す。しかしながら、郊外型宅地造成を進めるには造成にかかるコストはもとより、その後見込まれる行政コスト等を十分考慮する必要があります。加えて、当該地においては、植樹とその後の管理に補助事業を活用しており、そのような状況を踏まえ、慎重に判断しなければなりません。以上のことから、移住定住対策の観点としては、更別市街地での宅地分譲を優先的に考え、郊外型については、移住希望者の潜在的なニーズ等を調査し、実施の可否を判断して参りたいと思っております。

子育て応援課、園（幼稚園、保育園）、保護者との情報と意識の共有について

長——関係者が情報と意識の共有を図れるよう環境づくりに努める



太田議員

**太田議員** 子育て応援課が設置され約一年半が経ちました。

子育て応援課は、子ども子育て行政窓口の集約化による住民利便性の向上を図り、子育て支援策の充実と安心して子育てできる環境の充実につながるため設置され、障害、発達段階の相談や発達の診断から健診、支援等住民サービス向上に繋げ、子ども子育ての司令塔になり、スピード感ある体制を確立して充実を図っています。

しかし、園（幼稚園、保育園）に目を向けてみると子育て応援課、園（幼稚園、保育園）、保護者との情報交換する場や取り組み、意見を聞きだす方法について希薄に感じます。

保護者の気づきや疑問に思うことを園（幼稚園、保育園）はどう聞き入れ、どう子育て応援課と連携しているのか、創意工夫を凝らす環境整備が不十分と感じます。意見箱を設置して意見、質問、回答、共有までを三位一体となつて情報交換をし、共有できれば、表面化してこなかった問題や未解決のままだった問題など新しい解決方法を生み出すことも出来ると思いますし、ひらめきや気づきを得るためにはたくさん情報を仕入れておく必要があると思います。

保護者から聞き取り、創りあげた環境整備が村長の目指す日本一の子育て村に繋がるのではないのでしょうか。住民も一緒にアイデアを出し合える環境が村長の政治公約にある子育て応援課を設置した意味にもなつてくると思いますが、教育現場の経験者だからこそ、強く課題を感じるのではないかと思いますし、子ども

もの環境づくりにはなくてはならない事だと思っておりますが伺い致します。

**村長** 子育て応援課、幼稚園、保育園、保護者との情報交換する場や取り組み、意見を聞きだす方法について、保護者の気づきや疑問に思うことを幼稚園、保育園がどう聞き入れ、どう子育て応援課と連携しているか、ということですが、幼稚園、保育園に通われている保護者としては、その保育内容について疑問や分かりづらい点があるのは事実、だと思います。

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づく教育課程・指導計画を、保育園は「保育所保育指針」に基づく保育計画・指導計画によって就学前教育・保育を行っており、その「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の「ねらい・内容」である5つの領域、つまり、「心身の健康に関する領域である・健康」

「人のかかわりに関する領域である・人間関係」「身近な環境とのかかわりに関する領域である・環境」「言葉の獲得に関する領域である・言葉」「感性と表現に関する領域である・表現」については、教育要領・保育指針ともに、3から5歳児については、全て同じであるため、幼稚園、保育園での「遊びを通じた保育の目指す姿」は、同じであります。幼稚園、保育園を運営するにあたり、その保育の「ねらい・内容」や、その位置づけなどを、保護者が理解できるように、丁寧に説明することが重要でありますから、園からの文書配布だけではなく、子どもの送迎時、参観日・運動会など園行事、PTA・保護者会など、保護者と接する機会なども利用して、日頃より、保護者とのコミュニケーションを深めることが重要なことであると考えます。

保育現場での課題は、保育現場で解決することが大事ではありますが、幼稚園、保育園を所管する子育て応援課では対応できない・しない、ということはありませんので、

いつでも相談いただければと思います。

ご質問のとおり、情報交換する環境づくり、情報を共有し、創意工夫を凝らす現場づくりをするためには、保護者と幼稚園・保育園、子育て応援課が、共同保育者として共通の認識を持つことが大変重要となりますので、その方法論の一つとして、意見箱の設置も検討していきたいと考えますが、意見箱を設置することが目的ではなく、それが短期的にはいかならないと思いますので、直接的なコミュニケーションとか、保護者と幼稚園・保育園、子育て応援課が情報と意識の共有を図っていくよう、環境づくりに努めてまいります。

# 子育て環境の整備について

## 長——更別地区では、「保育所型認定こども園」への移行が望ましい



高木 議員

**高木議員** 現在、上更別地区では幼稚園型の認定こども園が建築中であり、来年度には保育の充実がはかられスタートされます。地域に根差した子育ての環境が整います。

更別地区の現状は、公立の幼稚園、民間による保育園が共存し子育てを支えています。前村長の時から、一元化については検討され、西山村長に継承され少しずつ実現に向けて進んできました。上更別地区では、一元化とは違い幼稚園の建て替えの一環でのこども園移行と認識しているところ

です。この課題については、何度が質問されているわけですが、一元化に向けて検討し進めていくとの発言があったが、現在、どれくらいの進捗

状況か情報提供が出来る範囲で、考えをお伺いします。

子育て委員会、幼稚園PTA、保育園保護者会等の意見交換もされていることと思います。子育ての集いも開催され、幼稚園業務のこども応援課の移行もされているところ

です。今後、村民や関係機関の意見を聞きながら進めていく考えだと思えますが、現状では調整が難しいのではと思えます。様々な意見がある中、村、行政の方向性やリーダーシップが重要ではないでしょうか。住民も現状の情報だけでは難しい判断に迫られます。長年、幼稚園教育を進めてきた村の歩みもあります。上更別地区との較差ができる事が無いよう進めることも重要です。早期実現に向けて村長の考えをお伺いします。

**村長** 「子育て環境の整備」については、国において「少子化社会対策基本法」

に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針である「少子化社会対策大綱」を平成27年3月に閣議決定、「子ども・子育て支援法」など、いわゆる「子ども・子育て関連3法」による「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートし、更別村においても「更別子ども・子育て支援事業計画」を策定、子ども・子育て支援に取り組んでいるところ

です。更別地区の幼保一元化については、幼稚園の運営を今年度より教育委員会から子育て応援課へ移行しており、上更別地区については、上更別幼稚園改築にあわせた幼保一元化による子育て環境の充実を図っていきませんが、更別地区には、幼稚園と保育園の2園があり、保護者の就労状況などで選択して利用することが可能ですが、少子化が進み、少ない人数を2か所で保育することに

なりますので、将来

的な子育て環境を考えたときに、関係機関、地域、保護者などの理解を得ながら、認定こども園へ移行し、就学前教育の幼保一元化を図っていきたいと考えています。

「認定こども園」の認定を受けるには、一つ目に、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、つまり、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能、二つ目に地域における子育て支援を行う機能、つまり、すべての子育て家庭を対象に、子育てで不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能、が必要となります。

認定こども園のタイプについて、一つ目は、認可保育所が幼稚園機能を備える「保育所型」、二つ目は、認可幼稚園が保育所機能を備える「幼稚園型」、三つ目は、認可保育所と認可幼稚園が一体的な運営を行う「幼保連携型」、四つ目は、認可外の保育所で、これは更別村では該当しません。

次に、就学前教育・保育の

運営に関しては、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき行うこととなりますが、その「ねらい・内容」である5つの領域、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」については、3から5歳児は、全て、一字一句、同じとなっており、どの認定こども園のタイプを選択しても、就学前教育・保育の内容が変わることがない制度となっています。

このことから、更別地区の認定こども園への移行については、認可保育所として平成16年から運営実績のある社会福祉法人どんぐり福祉会が認定こども園へ移行することが望ましいと考えており、認可保育所からの円滑な移行のためには「保育所型の認定こども園」として、就学前教育・保育の幼保一元化を図り、更別地区の子育て支援をより一層充実させるため、関係機関、地域、保護者などの理解を得る機会を設けていきたいと考えています。



# 委員レポート

## 総務厚生常任委員会

### ▼調査事項

第6期総合計画の策定状況について

### ▼調査期日

8月4日

### ▼調査結果

総合計画はすべての計画の基本となるもので、平成30年度から平成39年度まで10年間のまちづくりの目標とそれに基づく計画的な取り組みを定めるもので、更別村は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成し策定しています。

基本構想を策定するにあたり、住民アンケート等で村民の意見を広聴し、変化する時代の流れや住民が求めるまちづくり、村のあるべき姿を再確認し、庁内の検討会議や夢大地さらべつ推進委員会に諮問する従前の策定方法の他に、新たに住民が参画した村づくりワークショップ、若年層からなる職員ワークショップを行ない、幅広く色々な意見を

取り入れ、引き継ぐべきは引き継ぎ、新たな視点が必要な部分についても住民の考えや若い職員の考えを得た中での計画としている。

意見を深く聞き出す事に課題は残るが、幅広い意見を集約し、第6期総合計画の第1段階になる基本構想が整理されている。

基本構想を経て、第2段階の基本計画、第3段階の実施計画へ策定を進めていく中で基本構想を基に、具体的に明確な取り組みを示した計画が求められる。

村が取り巻く環境の中で明確な目標を持った強靱な村づくり、課題に取り組む体制づくりを構築し、更別村の目指す目標と計画を結びつけ、問題解決できるよう十分協議し、更別村の特色を示していく事が必要とされる。

また、平成23年に地方分権改革として基本構想の策定義務が廃止され、その規定は「計画的行政運営を図るため」となっています。

総合計画の策定する視点から行政計画から公共計画に変わり、協働に進展していく中で、村独自で機動的な取り組みに向けて創意工夫を凝らした運用の仕組みを確立していく必要がある。

## 産業文教常任委員会

### ▼調査事項

農作物の作況について

### ▼調査期日

8月31日

### ▼調査結果

調査に当たり、産業課長から概要説明を受け、農業改良普及センターより、気象データを基に蒔き付けからの推移の説明。秋まき小麦については既に収穫が終了しており、平成27年に次ぐ高い収量になる見通しとの説明。

また、今年は8月までは好天にめぐまれ各作物とも順調生育していたが、8月に入ってから曇天と低温が続いた影響で生育が鈍り豆類のさやの数が少ないとの説明を受けた



後、4品目の作物について現地調査を行い、小豆、金時、大豆のさやの観察で着数を確認した。

### ア 金時

草丈は平年並みだが生育が遅れ、着莢数は1〜2割少ない。

### イ 大豆

生育は遅れ、着莢数は3〜4割少ない。

### ウ 小豆

草丈はあるが、生育が遅れ着莢数は1〜2割少ない。

### エ 甜菜

移植は平年並みに推移しているが、直播はやや遅れ気味である。

調査の結果、農作物の生育状況は豆類に遅れが見られる。それと、圃場によっては、豆類の過作によると思われる障害のある所もあり、輪作の重要性が感じられる。

これから登熟期を迎える豆類においては、好天に恵まれることを期待するものである。

